

宜野湾市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年2月1日

宜野湾市監査委員 宮城 豊信

宜野湾市監査委員 呉 屋 等

監査の種類 令和3年度第4期定期監査

措置を講じた部等 建設部
・都市計画課 ・土木課 ・市街地整備課

監査の期間 令和3年11月1日から令和4年1月7日まで

監査の結果及び措置の内容

○都市計画課

項目	指摘事項	措置状況
水と緑の愛護活動助成金について	当該助成金の交付申請事務において、要綱に沿った事務処理となっていない。市水と緑の愛護活動実施要綱に基づいた適正な事務処理に努められたい。	要綱に沿った適正な事務処理に努めてまいります。また、要綱の改正についても検討を行っております。

○土木課

項目	指摘事項	措置状況
我如古21号道路新設整備工事について	工期延長等の経緯及び協議等を記した文書に不備が見受けられる。工事関係者との調整や協議等に関する文書管理を徹底し、工事の適切な進捗管理に努められたい。	今後は、十分に確認を行い、適切な管理に努めてまいります。

○市街地整備課

項 目	指 摘 事 項	措 置 状 況
西普天間住宅地区土地区画整理事業管理業務委託契約について	当該契約は、当初設計にない業務を追加し、大幅な増額変更契約を行っている。委託内容変更協議書において、緊急性、関連性、合理性の理由は認められるものの、変更契約の時期については、追加業務の必要性が生じた時点で、速やかに行うよう努められたい。	以後、指摘事項に従い適正な事務処理に努めてまいります。